あわら市景観条例・景観計画が改正され、

太陽光発電施設を設置する際は

届出が必要になります！

（令和７年４月１日施行）

　あわら市では、良好な景観を形成するために、平成24年にあわら市景観条例・景観計画を策定しております。

　令和７年４月１日にあわら市景観条例及び景観計画が改正され、**一定規模以上の太陽光発電施設を設置・増築等する際は、事前に条例に基づく届出が必要になります。**

　今回の改正により、景観にそぐわない無造作な太陽光発電施設の設置を防ぎ、自然と調和した景観の保全を図ります。

改正のポイント

【景観条例】

・届出対象工作物に、「**パネル面積の合計が500平方メートルより大きい太陽光発電施設**」を追加

【景観計画】

・**太陽光発電施設における景観形成基準を追加**

（詳細については、裏面をご確認ください）

※改正後のあわら市景観条例及び景観計画は、市ホームページに掲載していますので、右のQRコードからご確認ください

【あわら市景観条例・景観計画に関するお問い合わせ先】
あわら市役所 土木部 建設課 都市計画グループ
郵便番号：919-0692
住　　所：あわら市市姫三丁目１－１
電話番号：0776-73-8027

太陽光発電施設の景観形成基準について

　あわら市景観計画区域（あわら市全域）を**５つのエリアに分け**、エリアや設置場所に応じて景観形成基準を定めています。

エリア分け

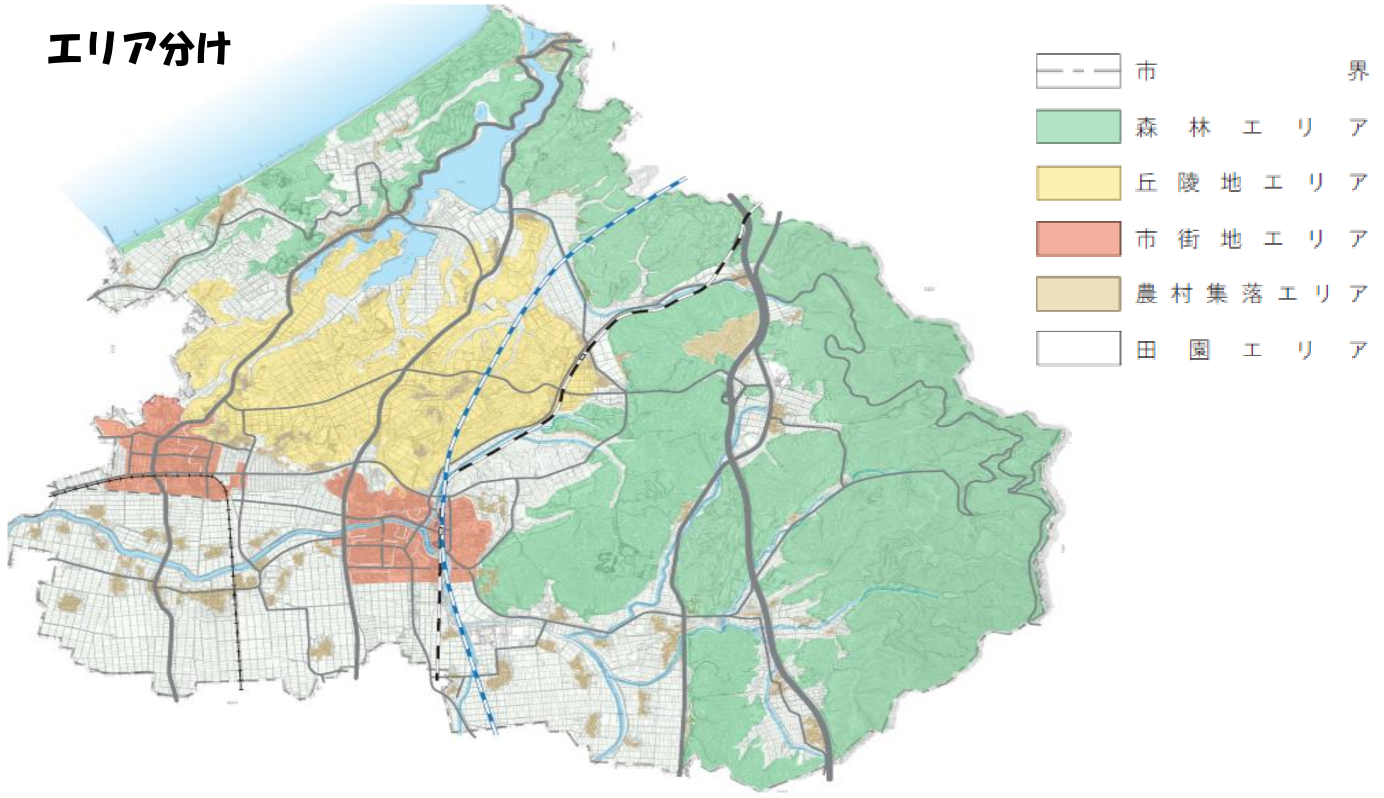

①地上（平地）に設置する場合【市街地エリア、農村集落エリア】

　太陽光パネルの最上部を超える高さのルーバー等で目隠しをする。または周辺と調和した色彩を選ぶ。

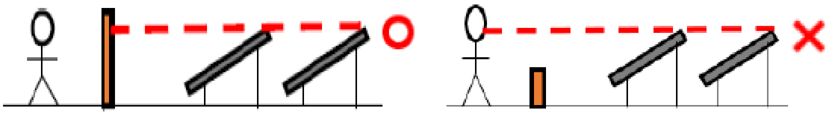

②地上（傾斜地）に設置する場合【丘陵地エリア、森林エリア】

　向きや傾斜を揃えて配置する。

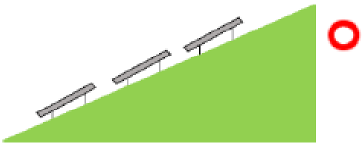

③勾配屋根に設置する場合【市街地エリア、農村集落エリア、田園エリア】

・ルーバー等で目隠しをする。または屋根と同じ傾斜・高さで設置する。
・上記に加え、市街地エリア及び農村集落エリアは、周辺と調和した色彩を選ぶ。

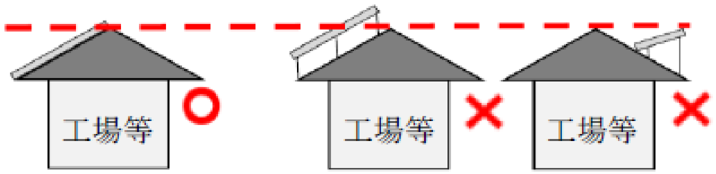

④陸屋根に設置する場合【市街地エリア、農村集落エリア、田園エリア】
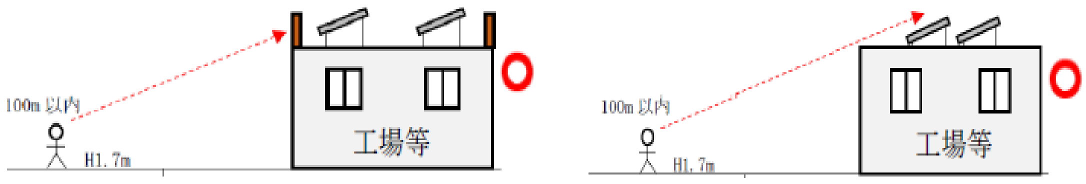
　ルーバー等で目隠しをする。または道路や公園などの公共空間から視認できないような高さ・配置とする。